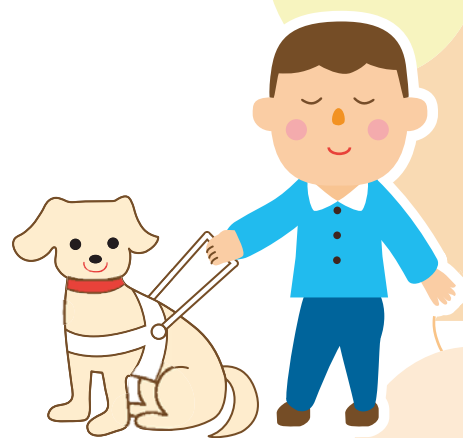


奈良県



障害のある人もない人も



ともに暮らしやすい



社会づくり条例

ガイドライン（概要版）

平成28年4月1日施行



この条例は、障害のある人もない人もともに安心して幸せに暮らすことができる奈良県づくりを目指して制定されました。

みんながお互いを思いやりながら、安心して幸せに暮らすことができる社会を築いていきましょう。

奈良県障害のある人もない人も ともに暮らしやすい社会づくり条例

障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会の実現は誰もが望んでいるところ
ですが、今なお、障害や障害のある人への理解不足などにより、障害のある人が障害を
理由とした不利益な取扱いを受けたり、生活の様々な場面で暮らしにくさを感じたりし
ています。

この条例は、そうした問題をなくし、障害のある人もない人もお互いにかけてのな
い個人として尊重し合いながら、安心して幸せに暮らすことができる社会を目指してい
ます。

私たち一人ひとりが障害のことを理解して、それぞれの立場でできる配慮や工夫を
することにより、差別や障壁がなくなれば、障害のある人だけではなく、全ての人のとっ
て暮らしやすい社会になっていきます。

障害のある人もない人も、ともに安心して幸せに暮らすことができる奈良県をつくり
ましょう。

この条例では「何人も障害を理由とする差別をしてはならない」としており、公的
機関はもちろんのこと、企業や団体、個人など、全ての人を対象としています。



この条例では、「障害を理由とする差別」を禁止しています。「障害を理由とする差別」とは、
次の2つがあります。

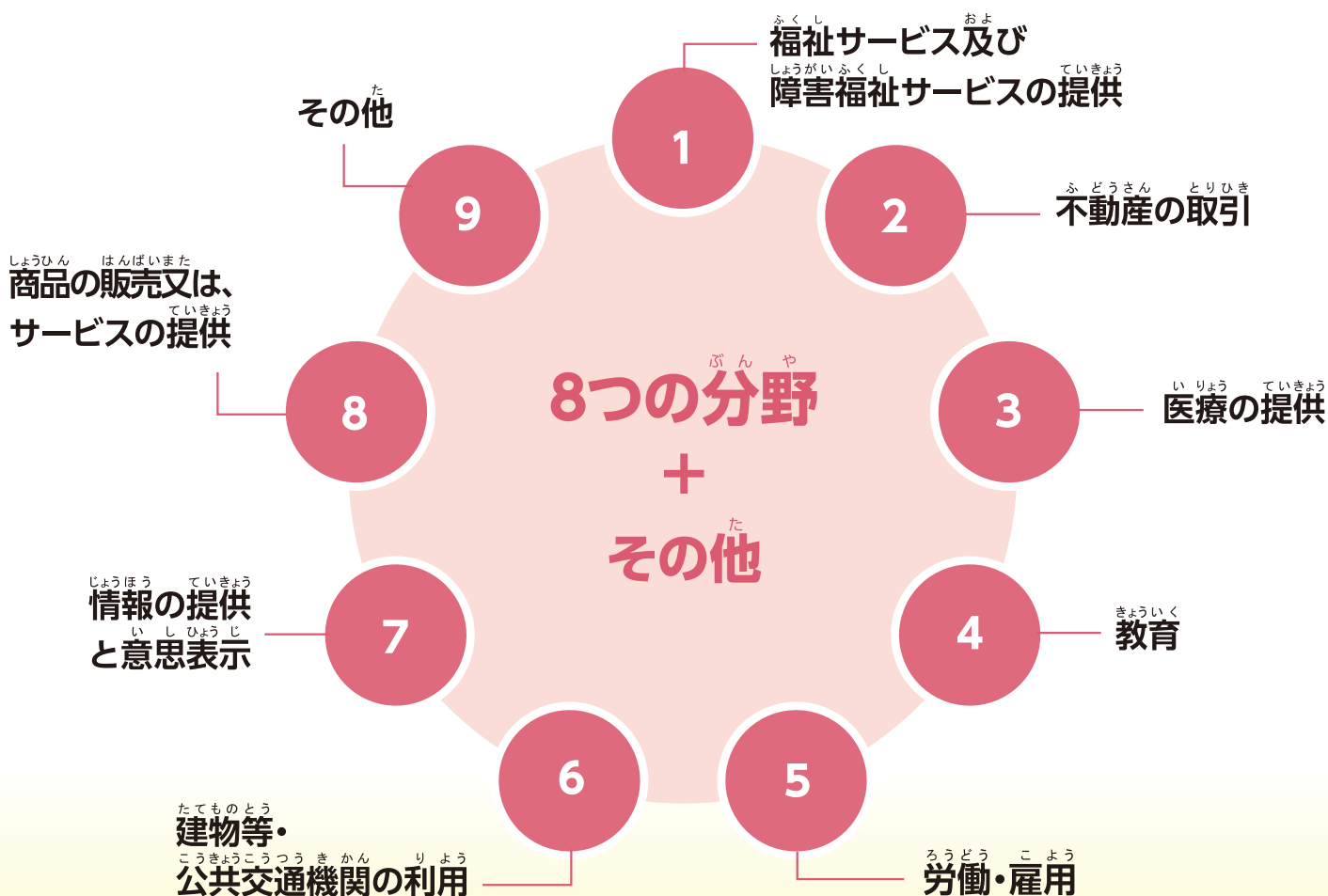
ふ り え き と り あ つ か
不利益な取扱い

ご う り て き は い り よ ふ て い き ょ う
合理的な配慮の不提供

「不利益な取扱い」とは？

「不利益な取扱い」とは、やむを得ない理由(合理的な理由)なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否したり、提供に当たって場所や時間帯などを制限したり、障害のない人には付けない条件を付けたりするようなことをいいます。

障害のある人の生活に関わる8つの分野について示すとともに、8つの分野以外の行為についても「その他」として包括的に禁止しています。



こんな場面で気をつけて

福祉サービス及び障害福祉サービスの提供

障害を理由として、福祉サービスの提供を拒んだり、制限したり、これに条件を付けるなどをしてはいけません。

また、障害を理由として、障害のある人の意に反して障害者支援施設などへの入所及び入居を強制してはいけません。

こんなことが「不利益な取扱い」になります

- 「障害のある子どもの母親は働かずに子どもの面倒を見るべき」として、障害のある子どもの保育園への入園を拒むこと。
- 親に障害があることを理由に、子どもの保育園の入園を認めないこと。
- 障害のある人本人の意思を確認せず、家族又は行政のみと相談して施設への入所を決めること。

不動産の取引

障害を理由として、不動産の売却や賃貸、賃借権の譲渡、賃借物の転貸を拒んだり、制限したり、条件を付けるなどをしてはいけません。



こんなことが「不利益な取扱い」になります

- 障害のある人の障害の状態や求められる配慮等を聞こうとせず、障害があることを理由に、賃貸借契約を一律に断ること。
- 入居のための審査で精神障害を理由に入居を拒否したり、保証人の数を増やしたり、特別な保証人（障害者団体等）を求めたりすること。
- 筆談によるコミュニケーションがとれるにもかかわらず、「契約手続きができない」として、売買等の契約を拒否すること。

受付

医療の提供

障害を理由として、医療の提供を拒んだり、制限したり、条件を付けるなどをしてはいけません。

また、障害を理由として、障害のある人が希望しない長期間の入院による医療を受けることを強制したり、隔離してはいけません。



こんなことが「不利益な取扱い」になります

- 障害のある人が入院するときに「個室に入ること」、「24時間付き添うこと」を求めること。
- 視覚障害のある人が病院に来る際に付き添いを求めること。
- 障害を理由に、診察などを後回しにしたり、サービス提供時間を変更又は限定すること。
- 入院治療の必要性が低く、障害のある人が退院を希望しているのに、強制的に任意入院を継続すること。

教育

障害のある人の年齢及び能力に応じ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするために必要な指導や支援を行わなければなりません。

また、障害のある人やその保護者から意見を聞かなかったり、必要な説明や情報提供を行わないで、又はこれらの人の意見を十分に尊重せずに、就学すべき学校を決定してはいけません。

こんなことが「不利益な取扱い」になります

- 障害を理由に、学校で希望するクラブ活動等や学校行事への参加を制限すること。
- 教育委員会の一方的な判断で就学先を決めたり、保護者の付き添いや介助を入学の条件に付したりすること。
- 代替案を提示したり障害のある児童や生徒及びその保護者に十分な説明をせず、障害を理由に、遠足や修学旅行等で一部待機や別コースを強いること。

こんな場面で気をつけて

労働・雇用

障害を理由として、募集もしくは採用を行わなかったり、制限したり、条件を付けるなどをしてはいけません。

また、障害を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件、昇進、降格、配置転換、研修もしくは福利厚生について不利益な取扱いをし、又は解雇をしてはいけません。

こんなことが「不利益な取扱い」になります

- 障害のある人の障害の状態や求められる配慮等を聞こうとせず、障害があることを理由に採用面接を一律に拒否すること。
- 障害があることを理由に、正当な評価をせず昇進させないこと。
- 労働能力等に基づくことなく、単に障害があることを理由に、解雇の対象とすること。

建物等・公共交通機関の利用

障害を理由として、建物その他の施設や公共交通機関の利用を拒んだり、制限したり、条件を付けるなどをしてはいけません。



こんなことが「不利益な取扱い」になります

- 車いすであることを理由に、タクシーの乗車を拒否すること。
- 構造上車いすで入場できる施設であるにもかかわらず、「対応できない」という理由で、事情の説明もせず、入場を一方的に断ること。
- 施設への入場や宿泊の申込みにおいて、障害のある人の障害の状態や求められる配慮等を聞こうとせず、障害があることを理由に、入場や申込みを一律に断ること。

情報の提供と意思表示

障害を理由として、情報の提供を拒んだり、制限したり、条件を付けるなどをしてはいけません。

また、障害を理由として、意思の表示を受けることを拒んだり、制限したり、条件を付けるなどをしてはいけません。



こんなことが「不利益な取扱い」になります

- 「障害のある人にはわからないだろう」と判断して情報提供をしないこと。
- 聴覚障害のある人が手話によりコミュニケーションを行うため、手話通訳者や介助者の同席を求めたが、それを断ること。
- 障害のある人が意思表示をするときに、メールなど特定の媒体(手段)しか認めず、ファックスなどの代替手段を認めないこと。

商品の販売又は、サービスの提供

障害を理由として、商品の販売やサービスの提供を拒んだり、制限したり、条件を付けるなどをしてはいけません。

こんなことが「不利益な取扱い」になります

- 「盲導犬です」と説明されても、「飲食店だから動物は困る」と入店を断ること。
- 旅行ツアーの申込みにおいて、障害のある人の障害の状態や求められる配慮等を聞こうとせず、障害があることを理由に、事情説明もせず、付き添いを一律に求めること。
- 障害を理由として、対応を後回しにしたり、サービスの提供時間を限定すること。

「合理的な配慮」とは

「合理的な配慮」とは、障害のある人が毎日の生活の中で暮らしにくく感じているものや、困っていること(社会的障壁)を取りのぞくために、お金や労力などの負担があまり重くない範囲で行うことをいいます。

しかし、その内容は、障害の特性や程度、状態、場面、性別、年齢などでも、必要なものや求められることが一人ひとり違ってきます。日ごろから社会的障壁をなくすようにすることはもちろんですが、困っている様子を見かけたり、配慮を求められたときは、できる限り力になるように心がけましょう。負担が大きくて(過重な負担)できない場合は、相手にちゃんと説明してわかってもらうことが大切です。



しょうがい とく せい し 障害の特性を知ってサポートしよう!

し か く しょうがい 視覚障害

なん げんいん め しょうがい
何らかの原因で目に障害があることにより、まったく見えない場合と見えづ
らい場合とがあります。また、生まれつきの障害(先天性)か、病気や事故など
での障害(中途障害)によっても、その内容には個人差があります。



こま 困っています、こんなこと

- 慣れていない場所では、一人で移動することが困難です。
- 目からの情報が得にくいいため、音声や手で触れることなどで情報を得ています。
- 周りの状況がわかりづらいため、自分から会話が始められないことがあります。



は い り ょ まわりの配慮、こんなこと

- 誘導するときは、半歩先に立ち、肩やひじにつかまってもらい、相手のペースに合わせましょう。
- 「こちら」、「あちら」などの指示語は使わず、「5 m 先を右」など具体的に説明しましょう。
- 困っていそうなときは、声をかけましょう。

ちょう か く げん ご しょうがい 聴覚・言語障害

まったく聞こえない「ろう」と、聞こえにくい「難聴」があります。また先天性の障害と、事故や病気で途中から聞こえなくなる中途失聴があります。

言語障害には、言葉の理解や適切な表現が困難な「言語機能の障害」(失語症、言語発達障害など)と、言葉の理解はできますが、発声だけが困難な「音声機能の障害」(吃音症など)があります。聴覚障害と言語障害が重複することもあります。

こま 困っています、こんなこと

- 障害のある方により、コミュニケーション方法はさまざまです。
- 音によって周囲の状況を判断することが困難なことがあります。
- 会話が困難なため、音声だけの会話では、情報を得られないことがあります。



は い り ょ まわりの配慮、こんなこと

- 「手話」、「要約筆記」、「筆談」、「口話」など、コミュニケーション方法を確認しましょう。
- 大事な内容を伝える際は、内容をメモ用紙等に書いて渡したりしましょう。
- 講習会やイベントなどでは、必要に応じて手話通訳者や要約筆記者などを配置しましょう。



しょうがい とく せい し 障害の特性を知ってサポートしよう!

もう 盲ろう

め みみ りょうほうしょうがい ひと ほうほう
目と耳の両方に障害があることをいいます。人によって4つのタイプがあり、それぞれにコミュニケーション方法があります。

- 全盲ろう : まったく見えず、まったく聞こえない状態 → 主に触手話、指点字、手書きを使用。
- 全盲難聴 : まったく見えず、少し聞こえる状態 → 主に音声通訳、指点字、手書きを使用。
- 弱視ろう : 少し見えて、まったく聞こえない状態 → 主に弱視手話を使用。
- 弱視難聴 : 少し見えて、少し聞こえる状態 → 主に音声通訳を使用。

こま
困っています、こんなこと

- 生活環境や視覚障害と聴覚障害の程度などにより、コミュニケーションの方法が一人ひとり異なります。
- 社会参加をするためには、情報入手・コミュニケーションの支援や移動の介助が不可欠です。
- 自分の力だけで情報を得たり、人と会話したり、外出・移動することが困難なため、社会から孤立してしまうことがあります。

は い り ょ
まわりの配慮、こんなこと

- コミュニケーション方法を確認し、話しかけてみましょう。
- 盲ろう者向けの様々な支援があることを伝えましょう。
- 通訳・介助員が通訳しやすいような環境を作りましょう。

し た い ぶ じ ゆ う 肢体不自由

て あし お しんたい いちぶ そこ お ある て つか
手や足に起きたマヒや、身体の一部を損なうことで起こります。歩くことや手を使うことなど、日常の動作や姿勢を保つことがむずかしくなります。原因は先天的な障害や出産時、妊娠時の疾患、突然の事故や病気などさまざまです。車いすを利用することが多く、言葉が上手に使えなかったり、コミュニケーションをとりにくくなることもあります。

こま
困っています、こんなこと

- 十分なスペースがなかったり、段差や障害物があることなど様々な場面で困ることがあります。
- 発語の障害やマヒのため、自分の意思を伝えにくい方がいます。
- 障害者等用駐車スペースが空いていないため、利用できないことがあります。

は い り ょ
まわりの配慮、こんなこと

- 困っていそうな時は、声をかけ手助けしましょう。
- 聞き取りにくい時は、きちんと内容を確認しましょう。車いすの方と同じ高さの目線で話しましょう。
- 車いすの方の乗降には広いスペースが必要です。一般の方は駐車しないようにしましょう。



ないぶしょうがい

内部障害



ないぞうき のう しょうがい しんたいしょうがいしやふく しほう しんぞうき のう こきゅうき のう
内臓機能の障害です。身体障害者福祉法では「心臓機能」「呼吸器機能」
じんぞうき のう ちよくちやうき のう しょうちやうき のう かんぞうき のう めんえきふぜん
「腎臓機能」「ぼうこう・直腸機能」「小腸機能」「肝臓機能」「ヒト免疫不全ウィ
ルス(H I V)による免疫機能」の7種類の機能障害が定められています。



こま 困っています、こんなこと

- がいけん 外見からわかりにくく、まわ り か い 周りから理解されにくい
ため、でんしゃ や バスの 優先席に座りにくいなど、
しんりてき 心理的ストレスを受けやすい状態にあります。
- しょうがい 障害のある臓器だけでなく、ぜんしんじょうたい ていか
全身状態が低下しているため、たいりよく ていか 体力が低下し、つか 疲れやすい状態
にあります。
- けいたいでんわ でんぱ しんぞう
携帯電話の電波などが、心臓ペースメーカーに
あくえいきやう およ 悪影響を及ぼすおそれがあります。

は い り ょ 配慮、こんなこと

- がいけん 外見からはわかりにくい障害であることを理解
しましょう。
- たいりよく ていか 体力が低下しているため、かぜ 風邪などのかんせんしょう
感染症をうつさないようにちゅうい 注意しましょう。
- しゃないとう けいたいでんわ しよう
車内等で携帯電話を使用するときは、ルールや
まも マナーを守りましょう。

じゅうしょうしん しんしょうがい

重症心身障害

せんてんせい こうてんせい と じゅうど しんたいしょうがい したいふ じゅう じゅうど ちてきしょうがい ちょうふく じょうたい
先天性、後天性を問わず、重度の身体障害(肢体不自由)と重度の知的障害が重複した状態をいいます。

こま 困っています、こんなこと

- じぶんひとり にちじょうせいかつ 自分一人では日常生活をおくることが困難で、
すべての生活面においてぜんかいじょ ひつよう 全介助が必要です。
- ことば りかい いし でんたつ ことば 言葉による理解や意思の伝達が困難なので、
なにもわかっていないようにおもわれます。(または、
ことば りかい きも おも 言葉の理解や気持ちを伝えることが難しく、何
もわかっていないようにおもわれます。)
- がいしゅつさき せいじん こうかん たきのう
外出先では、成人のオムツ交換ができる多機能
トイレが必要です。

は い り ょ 配慮、こんなこと

- くるま み て だす
車いすやストレッチャーを見かけ、手助けが
ひつよう おも 必要だと思ったときは、ほんにん かいご 本人や介護している方
にこえ をかけましょう。
- ことば はな かん こころ おな みな
言葉で話せなくても感じる心は同じです。皆さ
んと同じように関わりましょう。
- たきのう しょうがい かた ゆうせん
多機能トイレは、障害のある方を優先させてあ
げましょう。



しょうがい とく せい し 障害の特性を知ってサポートしよう!

ち て き しょう が い 知的障害

しょう に き さい げんいん ち て き のうりよく おく しょう にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ てきおう こんなん
小児期あるいは、18歳までになんらかの原因で知的な能力に遅れが生じ、日常生活や社会生活への適応に困難
があります。

おも とくちょう ことば つか き おく ちゅうしょうてき かんが ひと にがて
主な特徴として、「言葉を使う」「記憶する」「抽象的なことを考える」「人とのコミュニケーション」などを苦手とする
方が見受けられます。また、言葉や行動の意味が相手に上手く伝わらず、周りから誤解や偏見を受けることもあります。

こま
困っています、こんなこと

- がいけん しょうい しょうがい
外見からはわかりにくいので、周囲から障害を
理解してもらえないことがあります。
- ふくざつ はなし ちゅうしょうてき はなし り かい ひと
複雑な話や抽象的な話を理解しにくい人がい
ます。
- ひとつの 行動に こだわったり、同じ 質問を 繰り返したりする人がいます。



はいりょ
配慮、こんなこと

- ち て き しょう が い ま ち が ち し き おも こ
知的障害への間違った知識や思い込みによる
偏見をなくし、正しい知識を身につけましょう。
- ほんにん ないよう り かい
本人が内容を理解できるように、ゆっくりと
簡潔に具体的な言葉で話しかけましょう。
- こ あつか ひと ねんれい
子ども扱いせずに、その人の年齢にふさわしい
対応を心がけましょう。

は た た つ しょう が い 発達障害

のう きの のう は た た つ かんけい う しょうがい じ へい しょう えーえすでいー ちゅう い けつじょ た どうしょう
脳機能の発達が関係する生まれつきの障害で、「自閉スペクトラム症 (ASD)」、「注意欠如・多動 症
(ADHD)」、「限局性学習 症 (SLD)」などがあります。

は た た つ だん かい せい かつ かん きょう しょうがい ちやうぶく ひとり とくせい たよう こ こ しょうじょう ちが
発達段階や生活環境、障害の重複などで一人ひとりその特性は多様であり、個々に症状は違います。

こま
困っています、こんなこと

- がいけん しょうい しょうがい
外見からはわかりにくいので、周囲から障害を
理解してもらえないことがあります。
- コミュニケーションや対人関係を築くことが苦
手な人がいます。
- あいて ひょうじょう ば ふん い き よ と
相手の表情やその場の雰囲気を読み取るのが
苦手な人がいます。



はいりょ
配慮、こんなこと

- は た た つ しょう が い ま ち が ち し き おも こ
発達障害への間違った知識や思い込みによる
偏見をなくし、正しい知識を身につけましょう。
- あいまい こと ば ちゅうしょうてき こと ば さ
曖昧な言葉や抽象的な言葉を避け、できるだけ
具体的に話をしましょう。
- ほんにん こま はな ひと かんきょう ととの
本人が困っていることを話せる人や環境を整
えましょう。





しましう

してはダメ



精神障害

とうごうしつちようしやう びやう そうきよくせいしやうがい そう びやう せいしんしつかん
「統合失調症」、「うつ病」、「双極性障害(躁うつ病)」などの精神疾患に
より、精神機能の障害が起こります。幻覚や妄想、不安や不眠などの精神
しょうじやう しんたいしやうじやうこうどう へんか み
症状や身体症状、行動の変化が見られます。

こま 困っています、こんなこと

- 外見からはわかりにくく、障害についてあまり理解されないため、相談もできず、一人で悩むときがあります。
- ストレスに弱く、対人関係やコミュニケーションが苦手な人がいます。
- 長期入院などから、社会生活に慣れていない人がいます。

は い り ょ まわりの配慮、こんなこと

- 精神障害への間違った知識や思い込みによる偏見をなくし、正しい知識を身につけましょう。
- 「●●してはだめ」と否定的な言葉でなく、「●●しましう」と肯定的な言葉で話しかけましょう。
- 相手に不安を感じさせないように、穏やかな対応やコミュニケーションを心がけましょう。

依存症

かいらく え い ぞん ぶっしつ やくぶつ こうい おも じやう
快楽を得るために、依存している物質(アルコールや薬物など)や行為をやめようと思ってもやめられない状態をいいます。

い ぞんしやう やくぶつ ぶっしつ い ぞん ぶっしつ い ぞん か もの し ごと い
依存症はアルコール・薬物・たばこなどの物質に依存する「物質依存」のほか、ギャンブル・買い物・仕事などに依存する「プロセス依存」などがあります。

こま 困っています、こんなこと

- 自分の力だけで依存を断ち切るのは困難です。
- 依存症は病気のため、治療が必要です。個人の問題だととらえられ、治療に対する周囲の理解が得られないことがあります。
- 依存している物質や行為を断ち切っても何かのきっかけで依存症が再発するおそれがあります。

は い り ょ まわりの配慮、こんなこと

- 治療中は、家族や周囲の人が、依存症について正しく理解をして接しましょう。
- 本人のプライバシーや意向に配慮した上で、通院や自助グループに参加できるように配慮しましょう。



しょうがい とく せい し 障害の特性を知ってサポートしよう!

てんかん

脳の神経の一部が活発に活動しすぎるために、てんかん発作が繰り返し起きる病気です。てんかん発作は、身体の一部あるいは全身がけいれんしたり、意識だけがなくなるなど、さまざまな症状があります。

こま 困っています、こんなこと

- 正しく知られていないため、「誤解」や「偏見」を受けることがあります。
- 疲れすぎたり、寝不足が続くと発作が起きやすくなります。
- 発作の不安から新しいことに挑戦することをあきらめたり、引きこもりがちになることもあります。

は い り ょ 配慮、こんなこと

- 発作に遭遇したら、周囲の人は冷静に対応することを心がけ、騒いだり、身体をゆすったりしないようにしましょう。
- 病気の特性を周囲の人が良く理解し、過剰に活動を制限せず、能力を発揮する機会を摘み取ることをないようにしましょう。

こう じ の う き の う し ょ う が い 高次脳機能障害

交通事故などの頭部のケガや、脳出血・脳梗塞など脳血管疾患や病気により起こります。「話す」「考える」「おぼえる」「注意する」など、さまざまな脳の働きの一部に障害があらわれます。



こま 困っています、こんなこと

- 外見からはわかりにくいので、周囲の人に気づいてもらえないことがあります。
- 新しいことが覚えられない、同じことを何度も聞く、物をなくしても自分で探し出せないことがあります。
- 気が散りやすい、同じミスを繰り返す、同時に複数のことができないことがあります。

は い り ょ 配慮、こんなこと

- 高次脳機能障害への間違った知識や思い込みによる偏見をなくし、正しい知識を身につけましょう。
- 「手順を簡単にする」、「手がかりを増やす」など、環境を整えましょう。
- 疲れたり、イライラしている様子が見られたら、一休みして気分転換を促しましょう。





難病

原因不明で治療方法が未確立であり、さらに、後遺症が残るおそれのある病気です。長引いて、慢性的経過をたどり、本人や家族の経済的・身体的・精神的負担が大きくなります。

こま 困っています、こんなこと

- 外見からはわかりにくいので、周囲から障害を理解してもらえないことがあります。
- 午前中は体調が悪くても、夕方になると良くなるなど、一日の中での体調の変動があることがあります。
- 一日の中で疲れやすさや痛みを伴うことがあります。

まわりの **はいりょ 配慮**、こんなこと

- 難病への間違った知識や思い込みによる偏見をなくし、正しい知識を身につけましょう。
- 症状や体調に応じて、対応して欲しい内容を本人に確認しながら、できるだけ負担をかけない対応を心がけましょう。

身体障害者補助犬



目や耳、手足に障害のある人の生活をサポートする、「盲導犬」・「聴導犬」・「介助犬」のことで、身体障害者補助犬法に基づき認定された犬で、特別な訓練を受けています。

補助犬の種類

盲導犬

目の見えない人、見えにくい人が街なかを安全に歩けるようにサポートします。障害物を避けたり、立ち止まって曲がり角を教えたりします。ハーネス(胴輪)をつけています。

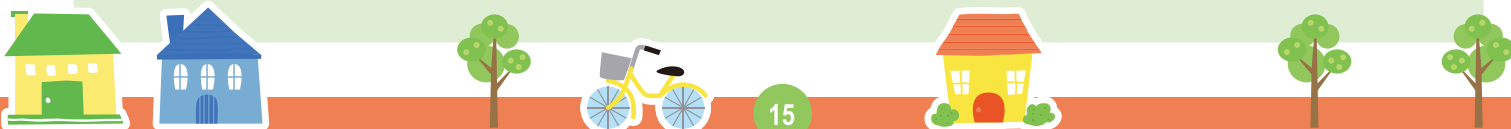
介助犬

手や足に障害のある人の日常生活動作をサポートします。物を拾って渡したり、指示したものを持ってきたり、着脱衣の介助などを行ないます。『介助犬』と書かれた表示をつけています。

聴導犬

音が聞こえない、聞こえにくい人に、生活の中の必要な音を知らせます。玄関のチャイム音・FAX着信音・赤ちゃんの泣き声などを聞き分けて教えます。『聴導犬』と書かれた表示をつけています。

お店などで、「ほじょ犬マーク」を見かけたり、補助犬を連れている人を見かけたりした場合は、理解・協力しましょう。



こんなときに、こんなところで、こんな

飲食店で

視覚障害の人に、メニューやその内容を読んで説明しましょう。



受付・窓口で

聴覚障害の人に、筆談や手話などでコミュニケーションをとりましょう。



災害・緊急時に

視覚障害の人に、相手の目となって非常口などに誘導しましょう。



役所や会社で

障害のある人から申し出やたずねられたときなどは、ゆっくりとわかりやすいことばで説明しましょう。内容がわかったことを確認しながら話を進めましょう。



サポートをします。

え き 駅で

くるま ひと でんしゃ の お
車いすの人が電車やバスに乗り降りするとき
に、えきいん ひと て だす
に、駅員やまわりの人が手助けをしましょう。



み せ お店で

くるま ひと て とど う え ほう
車いすの人が手の届かない上の方にあ
るしょうひん などを か かわりにとって わた
ししょうひん しょうひん しょうひん
る商品などを代わりにとって渡しましょう。



まほろば「あいサポート運動」 う ん ど う

しょうがい し と も い しゃかい め ざ 障 害を知り、共に生きる、社会を目指して

な ら けん しょうがい ひと ひと ひと く しゃかい
奈良県では、障害のある人もない人も、すべての人が暮らしやすい社会をつくるために、
まほろば「あいサポート運動」を進めています。さまざまなしょうがい り かい ひと
ちが困っていること、その手助けや配慮の方法を知り、行うことを目的にした運動です。

「あいサポーター」募集 ぼ しゅう

にちじょうせいかつ なか しょうがい ひと て だす ぼ しゅう
日常生活の中で障害のある人を、手助けしていただく「あいサポーター」を募集していま
す。詳しくは、「奈良県福祉保険部障害福祉課」までお問い合わせください。

な ら けん ふく し ほ けん ぶ しょうがい ふく し か
奈良県福祉保険部障害福祉課

〒630-8501 な ら し の ぼ り お お じ ち ょ う ばん ち
奈良市登大路町30番地
でん わ ファックス
電話／0742-27-8922 FAX／0742-22-1814

相談体制と助言又はあっせんの仕組み

〈問題解決の流れ〉

問題発生



本人や
家族など

相談員(障害福祉課)
による相談・支援



奈良県障害者相談等調整委員会
による助言又はあっせん

ほんにん しかぞく まわひと そうだん
本人だけでなく、家族や周りの人も相談ができます。相談を受けた相談員は中立・公平な立場
かいけつ む はな あ おこな
で解決に向けた話し合いを行います。

そうだん かいけつ
相談によっても解決がむずかしいときは、な ら けんしょうがいしゃ そうだんとうちょうせい い いんかい い か い いんかい
奈良県障害者相談等調整委員会(以下「委員会」と
いいます)がじよげん また おこな
助言又はあっせんを行います。

せいとう り ゆう い いんかい ちょうさ とう こば
正当な理由なく、委員会の調査等を拒んだりしたときは、ち じ かんけいとう じ しゃ ひつよう そ ち
知事は関係当事者に必要な措置を
するようかんこく
に勧告することができ、かんけいとう じ しゃ せいとう り ゆう かんこく したが ば あい ち じ
関係当事者が正当な理由なく勧告に従わない場合は、知事は
むね こうひょう
その旨を公表することができます。

問題解決



知事による勧告

知事による公表



条例に関するQ&A



Q1 障害を理由とする差別を受けた場合は、どうすればいいですか？

A1 奈良県 障害者相談窓口にご相談ください。相談員が公平中立な立場からご相談に応じます。一人で悩まず、安心してご相談ください。

Q2 「不利益な取扱い」と「合理的な配慮」について、もっと知りたいのですが。

A2 県では「ガイドライン」を作成しており、障害福祉課のホームページからダウンロードできます。

奈良県 障害 ガイドライン

検索

Q3 罰則や罰金はあるんですか？

A3 ありません。県では、話し合いを通じて円満に解決を図ってもらえるよう相談によるサポートを行います。

※条例の全文は奈良県のホームページで確認できます。

奈良県 障害 条例

検索



©NARA pref.

相談員専用連絡先

奈良県 障害者相談窓口

時間／月～金曜日(土・日・祝日・年末年始除く)

9時～17時

電話／0742-27-8088

FAX／0742-22-1814

条例についてのお問い合わせ

奈良県福祉保険部障害福祉課

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

電話／0742-27-8922

FAX／0742-22-1814